

元タカラジェンヌが 西谷のダリアの歴史について 分かり易くご説明致します！



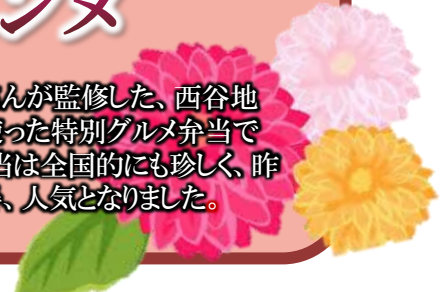
お弁当のサイン風景



梓晴輝オリジナル

～オリジナル弁当～ ダリア華ジェンヌ

西谷出身の元ジェンヌの梓晴輝さんが監修した、西谷地区の名産ダリアの球根の素材を使った特別グルメ弁当です。ダリアの素材を使用したお弁当は全国的にも珍しく、昨年からイベントで提供し、好評を得、人気となりました。



■お申込の際にはこのご旅行条件書(要旨)と別途お渡しする旅行条件書を必ずお読み下さい。

★ご旅行条件(要旨)

- 募集型企画旅行契約**
 - このご旅行は(株)阪急交通社[観光庁長官登録旅行業第1847号](以下当社といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- お申し込み方法**
 - このご旅行のご予約は電話等でお申し込み下さい。(一部のコースでは郵便・ファックス・その他の通信手段で受け付ける場合もあります。)
 - 旅行申込書・振込依頼書をご送付いたします。
- 旅行契約の成立**
 - お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の全額または、一部を受領したときに成立するものとします。
- お申し込み条件**
 - 当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込みください。
 - 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、高齢の方などで特別の配慮を必要とする方は、旅行申込書該当欄に症状を含むその旨をご記入をお願いします。
 - 当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また、医師の診断書や所定の「お伺い書」を提出していただく場合があります。
- 旅行代金のお支払い**
 - 旅行代金は金振込旅行開始日の前日より計算してさかのぼって21日前までにお支払い願います。ただし申込金と現金に分かれる旅行に関しては、申込金は当社指定の振込依頼書到着後、3日以内または、現金は旅行開始日の前日より計算してさかのぼって14日前までにお振込みください。なお、振込み手数料は各自でご負担ください。
- 旅行代金に含まれるもの**
 - 旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金、宿泊費、食代、旅行取扱料金および消費税等諸税、添乗員経費、団体行動に必要な心付け、左記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの**
 - 前第(6)項のほかに旅行代金には含まれません。その一部を例示いたします。
 - * 電報・電話・食事時の飲み物代など個人的な費用。
 - * ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途代金の小旅行等)の代金。
 - * ご自宅から集合、解散地までの往復交通費および自由行動中の費用。
 - * 空港旅客施設使用料。
 - * 傷害・疾病に関する医療費等。
 - * 国内旅行総合保険料。(任意保険)

(8) 取消料

●お申し込み後、お客様の都合で旅行を取消される場合は、旅行代金の全額においてお1人様につき下記の取消料をいただきます。

●お客様の都合で出発日又はコースを変更された場合も下記の取消料の対象となります。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	11日前まで	無料
	10日～8日前	20%
	7日～2日前	30%
旅行開始日の前日		40%
旅行開始当日		50%
旅行開始後または無連絡不参加		100%

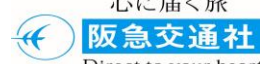
- お客様の都合で観光先、ホテル、交通機関等旅行内容の変更をされた場合、代金の返金はできませんのでご了承ください。**
- 取消受付日は、当社の営業日・営業時間内にお客様より取消のお申し出を確認した時を基準とします。**
- お客様の交渉**
 - お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合出発日の3日前よりお一人様につき1,000円の変更料をいただきます。所定の取消料が1,000円未満の場合は、取消料を適用します。なお、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。
- 当社の責任および免責事項**
 - 当社は当社がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし次のような事由による場合は責任を負いません。
 - 天災地変、その他不可抗力の事由によって生じた損害
 - お客様の法令または公序良俗に反する行為によって生じた損害
 - 運送、宿泊機関等、当社以外の方の責めによって生じた損害
- 旅程保証**
 - ご旅行条件書23項にある重要な変更が行われた場合は、その募集型企画旅行契約の部規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
- 旅行契約の解除及び旅行中止**
 - お客様の人数が契約書面に記載した最少旅行人員に満たない時は、旅行の実施を中止することがあります。この場合には旅行開始日の前日より起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までにご連絡し、お客様からいただいた旅行代金の全額を払戻します。

- 確定書面(最終旅行日程表)**
 - このご旅行は、パンフレットにてご集合場所・時間をご案内しておりますのでパンフレット及び最終ご案内書が最終日程表となりますので、あらかじめお送り致しません。
 - 当スケジュールは、交通機関の都合および現地事情等により旅程見学箇所が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。
 - 道路状況等により帰着が大幅に遅れた場合でも解散場所からご自宅までの交通費につきましては、お客様負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- 旅行条件の基準**
 - この旅行条件は2019年7月29日を基準としています。また、旅行代金は2019年7月29日現在有効な運賃・適用規則を基準として算出しています。
- 個人情報の取り扱いについて**
 - お客様より預かりする個人情報の取り扱いについては、ご旅行条件書巻末の「個人情報の取り扱いについて」をご参照下さい。

※当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
旅行契約款(募集型企画旅行契約)についてこの条件書に定めのない事項は当社旅行契約款によります。
当社旅行契約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に關し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡ください。総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

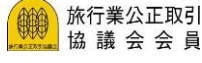
《お申込み・お問い合わせは》 2019/8/25(日) 受付開始

旅行企画・実施  心に届く旅
Direct to your heart

〒530-8355 大阪府大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 9F

阪急交通社 大阪団体支店 **TEL:06-4795-5939**

営業時間 平日10:00～17:30(土・日・祝日休み) 総合旅行業務取扱管理者: 藤原 裕司

 旅行業公正取引協議会 会員

観光庁長官登録旅行業第1847号
一般社団法人日本旅行業協会正会員
98F012